

令和6年度「学校教育の重点」及び「社会教育を推進するために」について

令和6年2月22日
学 校 教 育 課
社 会 教 育 課

下記のとおり報告します。

記

1 趣 旨

「第2期京都府教育振興プラン」の基本理念の実現に向け、学校教育及び社会教育において、年度ごとに取り組むべき事項等について、学校や社会教育関係者に示すものとして策定する。

2 内容等

	「学校教育の重点」	「社会教育を推進するために」
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「教育振興プラン」に記載の教育の基本理念、6つの推進方策、施策推進の視点等を図式化して掲載 ◆ 学校教育において、令和6年度に重点的に取り組むべき事項を、「教育振興プラン」の6つの推進方策と今後取り組むべき26の項目に沿って掲載 ◆ 推進方策を具現化するための解説について、新たに「特別支援教育」「幼児教育」「人材育成」の項目を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「教育振興プラン」を踏まえ、社会教育として取り組んでいく方向性を整理して掲載 ◆ 「生涯学習の振興」「家庭の教育力の向上」「地域社会の教育力の向上」「人権教育の推進」の4つの柱項目に整理 ◆ 柱毎の目標は端的に示し、府の現状を掲載した上で、「目標へのアプローチ」として推進の方向性を焦点化して掲載 ◆ 教職員や府民に社会教育について広く伝えるため、新たに「概要版」を作成
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「社会に開かれた教育課程」の実現と子どもを包み込む持続可能な地域づくりに向けて、社会総がかりではぐくむイメージ図を「学校教育の重点」「社会教育を推進するために」の両方に共通して掲載するとともに、「学校教育の重点」は学校を主語に、「社会教育を推進するために」は地域社会を主語にして期待されることを記載 	
配 付 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校（京都市を除く。）、府立学校の全教職員 ● 教育局、総合教育センター、市町（組合）教育委員会、社会教育関係者（行政担当者・団体役員）、各校PTA等（京都市を除く。） 	